

## 第6章

### 新政権の産業政策 — 国営企業の民営化 —

内川秀二

はじめに

2009年の総選挙で国民会議派(以下「会議派」)を中心とする与党の統一進歩連合(UPA)が下院議席の半数近くを制した。これによって会議派は左派政党に閣外協力を要請せずとも組閣できるため、産業界では国営企業の民営化<sup>1</sup>と外国直接投資に対する規制緩和が期待されていた。しかし、7月6日にムカージー(Pranab Mukherjee)財務相が行った2009年度予算演説では「国営企業の株を51%以上政府が保有し続ける」というものであり、民営化の可能性を否定した。また、外国直接投資に対する規制緩和も提示されなかった。国営企業は多様で、電気、水道、通信など公共性の高い産業から消費財製造や観光業まで様々な製造業・サービス業で営業している。国営企業の中には経営の悪化した民間繊維企業を政府が接收した繊維公社(National Textile Corporation)がある一方で、スズキとの合弁企業であるマルチ社は民営化された。2008年3月31日現在で242社が営業しており、そのうち159社が2007年度に黒字を計上し、54社が赤字であった(Government of India 2008b)。国営企業は依然としてインド経済において大きな位置を占めている。本章では、UPA政権がこれまでにとってきた政策と経済実績を検証したうえで、なぜUPA政権が基本的に自由化政策を進めながらも、国営企業の民営化に踏み切ることができないのかを明らかにする。

#### 1. 経済改革後の経済実績

1991年から会議派政権のもとで実施された経済改革はそれまでの国内市場保護重視からグローバル化への適応への転換点であった。具体的には産業政策の自由化、外国直接投資規制の緩和、貿易自由化(輸入制限の撤廃と関税の引き下げ)、変動為替相場への移行である。産業政策の基本は、民間企業の投資を規制していた産業ライセンス制度の撤廃、公営企業が独占し、民間企業の参入が排除されてきた産業の削減、小規模企業のために留保され、大企業が製造できない品目の削減の3分野での自由化である。1991年以降数度の政権交代があったが、自由化はいずれの政権のもとでも堅持

されてきた。これはインドがグローバル化に対応していくためには、自由化を進めていく必要があるということでコンセンサスが形成されていると見てよい。経済改革の成果として、(1)自由化によって投資が活性化し、経済成長率が向上する、(2)国内市場での競争が活性化することで、製造業・サービス業の国際競争力が向上する、(3)財・サービス

の輸出が増大することで国際収支が改善する、(4) 資源配分の歪みを是正することで、労働集約的産業が成長し、雇用が増大する、の4点が期待された。

経済改革が開始された1991年から現在までの経済の実績をしてみる(表1)。産業別の平均成長率をしてみると、運輸・通信・ITの10.2%を筆頭に、製造業、建設業、商業・観光業、金融・保険・不動産、社会・個人サービスと多くの産業で6%を超える成長率を遂げている。輸出を急速に伸ばしているIT産業や製薬産業のみならず(湊[2007:23])、国内市場の拡大によって国内向け製造業・サービス業も成長してきた。

次に製造業の産業別成長率をしてみると(表2)、電気機械や輸送用機械を中心に一般的に成長していることが分かる。1990年代半ばに生じた投資ブームが終息した後、製造業は停滞していたが(内川[2006: 7])、再び好調に転じた。主要な販路はあくまでも国内市場であるが、輸出が急増している点が2000年代の特徴である。有機化学品、薬品、電気機械・部品、自動車・部品のドル建て輸出額は2000年度から2007年度までにいずれも4倍以上増大している(Government of India 2009a)。これは各企業が輸出を経営戦略の一環に組み込んだことと、インド製造業の国際競争力が向上してきた結果だと考えられる。

1990年代に財の輸出およびサービスの輸出の対GDP比はそれぞれ7~10%と2~4%に留まっていたが、2000年代に入ってからの上昇し、2006年度にはそれぞれ14.7%と8.2%に達している。サービスの輸出が急増したのはITおよびIT関連サービスの輸出によるものである。また、財の輸出については農産物、鉄鉱石、繊維製品のみならず、上述の有機化学品、薬品、電気機械・部品、自動車・部品に加えて石油製品の輸

表1 1991年度から2007年度までの産業別GDP成長率 (%)

農林水産業	2.8	鉱業	4.6
製造業	6.4	電気・ガス・水供給	5.4
建設業	7.5	商業・観光業	8.2
運輸・通信・IT	10.2	金融・保険・不動産	7.7
社会・個人サービス	6.4	GDP	6.3

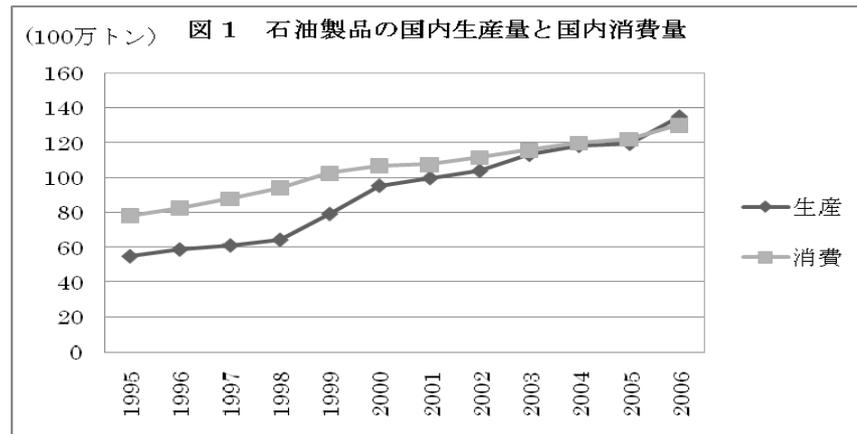
(出所) Central Statistical Organisation, *National Account Statistics* 各年版より算出。

表2 1991年度から2007年度までの産業別付加価値の成長率 (%)

食料品製造	4.7	化学工業	7.4
飲料・たばこ	6.9	非金属製品	6.2
繊維工業	4.8	基礎金属	6.8
なめし革・同製品	3.7	金属製品・機械	5.0
木材・木製品	-1.1	電機機械	8.9
紙・紙加工品・印刷	3.3	輸送用機械	7.5
ゴム・石油製品	5.2	製造業	5.8

(出所) 表1と同じ。

出が伸びている。とくに石油製品は2000年度の19億ドルから2007年度の249億ドルに急増しており、総輸出に占める比率は2000年度の4.2%から15.6%に上昇している。



(出所) Central Statistical Organisation, *Energy Statistics*, 2007, p.25, 30.

1997年にそれまで  
国営企業の独占部門

であった石油産業(探鉱・開発および石油精製)を民間企業に開放した。2000年度からはリラアンスが、2006年度からはエサールが石油精製プラントの操業を開始している。リラアンスの精製能力は年間3300万トンであり、これは国営企業の中で最大の精製能力を持つインド石油会社(IOC)の1370万トンを大幅に上回っている。リラアンスは操業開始後、毎年生産量を増やしている。国営企業各社も稼働率を上げながら、生産量を増やした(Government of India 2009b)。この結果、2006年度には石油製品の国内生産量が国内消費量を上回るようになった(図1)<sup>2</sup>。一方で、インドは原料の原油を輸入し続けており、2007年度では輸入総額のうち原油を含む石油の輸入が37%を占めている。

経常収支を見てみると2001年度から2003年度まで黒字であったが、2004年度以降は再び赤字に転落している。しかし、ここで重要な点は、外貨準備が1991年度末の92億ドルから2000年度末の423億ドル、2007年度末の3097億ドルへと順調に伸び続けていることである(Government of India [2009c:A71])。つまり、財・サービスの輸出が伸びることで、経済成長によって輸入が増大しても、経常収支赤字を一定の範囲内に抑え、外国直接投資と証券投資の流入によって外貨準備が増大してきたのである。

組織部門(organized sector)<sup>3</sup>の就業者数は、1998年度の2817万人から2006年度の2699万人に減少している(Government of India [2009c: A52])。これは民間部門で雇用が伸び悩む一方で、公共部門で事業所の閉鎖や人員削減が行われたためである。雇用創出については、経済改革は成果を挙げていない。依然として就業人口の大部分は身分が不安定な非組織部門で就業している。

## 2. UPA 政権の統一綱領と第11次5カ年計画

2004年の総選挙後に左派政党から閣外協力を取り付けて成立したUPA政権は5月に最小共通綱領(Common Minimum Programme)を発表し、新政権の基本方針を示した(Government of India 2004)。7~8%以上の安定した経済成長と雇用の拡大とともにマ

イノリティや貧困層を含む経済的弱者に対する配慮がこの綱領の中で重要な柱となっている。特に目玉となったのは農村および都市の貧困家計のうち一人に対して公共事業による最低賃金での雇用を毎年 100 日保証したことである。これはマハーラーシュートラ州などで干ばつに見まわれた地域の貧困層が最低限必要な所得を確保できるように実施してきた政策を恒常的に実施していこうというものである。また、雇用の吸収先として非組織部門および中小企業振興の重要性を指摘している。国営企業の民営化については、「一般論として黒字企業は民営化しない」「慢性的な赤字企業は売却、または法律で定められた従業員への手当と補償を確保したうえで閉鎖される」と明記されている。

第 10 次 5 カ年計画期(2002 年度～2006 年度)において平均 7.7%という過去に見られなかった高い GDP 成長率が達成されたことを踏まえ、2008 年 6 月 25 日に発表された第 11 次 5 カ年計画(2007 年度～2011 年度)では GDP 成長率の目標が 9%、工業成長率が 10～11%と設定された(Government of India [2008a: 6])。この計画は、電力、道路、鉄道などインフラの整備について、公共投資だけではなく官民パートナーシップ(Public Private Partnership)による民間投資の重要性を指摘している。さらに、各論(第 7 章工業)では民間企業の新規参入規制、外国直接投資に対する規制緩和を評価し、参入と退出の自由化を図り、投資環境を改善していく方向性を示した。経済界が問題としてきた労働市場の硬直性については、グローバル競争の中で企業が競争していくためには、労働争議法(Industrial Dispute Act) の規制緩和が必要だと指摘している(Government of India [2008a: 150])。このように各論では競争力の強化が強調されているが、総論では論調が異なってくる。第 1 章「包摂的成長(Inclusive Growth)」<sup>4</sup>では、9%の GDP 成長率とともにマイノリティや貧困層の所得と福祉の向上が目標として掲げられた。高い経済成長率を維持することだけではなく、選挙の際に票田となるマイノリティや貧困層の支持を取り付けるためには、経済的弱者にアピールできる社会政策とその実績が必要となる。総論ではこのような政治的配慮が含まれている。

### 3. UPA 政権の産業政策

UPA 政権も 2004 年以降に経済自由化政策を進めた。国営および州営企業が独占する産業については UPA 政権成立前に 2 産業にまで削減されていた。民間企業が投資を規制される産業も UPA 政権成立前に 6 産業にまで削減されていたが、2005 年に医薬品産業での投資規制が撤廃された。

2005 年 1 月にはかねてより外国投資の障壁として指摘されてきた「プレスノート 18」が撤廃された。この規制では、インド企業と既存の合弁、技術提携、商標について協定を締結している外国企業が同一・関連業種で新たな会社を設立する場合は、協定を締結しているインド企業から同意書を取り付ける必要があった。このため外国企業は合弁の相手先を変更する際に、同意を取り付けるコストがかかることになる。か

わりに導入された「プレスノート 1」ではインド企業から同意書を取り付ける必要はなくなったものの、同一業種で新たな会社を設立する場合は政府の認可が必要である。また、同一業種においてインド企業と既存の合弁、技術提携、商標について協定を締結している場合を除き、製造業への外国直接投資は 100%での投資が認められた(椎野 [2006:505])。

財政責任・予算管理法(Fiscal Responsibility and Budget Management)<sup>5</sup>により財政赤字の削減を義務づけられていた UPA 政権は、インフラの整備に民間投資を積極的に導入しようと、官民パートナーシップを整備した。2005 年には民間企業に対して採算のとれない特定のインフラ・プロジェクトについて政府が最高で総プロジェクト費用の 20%までの資本を補填する補助金(Viability Gap Funding)を導入した(Government of India 2005)。この制度の対象となるプロジェクトは、(a) 道路、橋梁、鉄道、港湾、空港、内陸水路等の整備、(b) 電力、(c) 都市交通網、上下水道、廃棄物処理等の都市インフラの整備、(d) 経済特別区のインフラ整備、(e)国際会議場、観光関連インフラ整備に限定されている。また、2005 年にインフラへの融資を専門とするインド・インフラ融資会社(India Infrastructure Finance Company Limited)が設立された。経済自由化の中で BOT や BOO によるインフラ開発への民間資金の導入が模索されてきたが、UPA 政権の特徴は官民パートナーシップの制度を整えたことである。

2006 年には中小企業振興法(The Micro, Small and Medium Enterprises Development Act)が成立し、製造業とサービス業における中小企業振興の法的枠組みが整備された。小規模製造業企業に対する税の優遇政策や留保政策は以前から採られてきたが、サービス業も含まれるようになったことと、中規模企業も含まれるようになった点が同法の特徴である(表 3)。また、同法では零細・小規模企業に対する支払の遅延について、遅延利息を支払うように定めている。小規模企業が独占する品目については第 10 次計画期に 675 品目から 114 品目に削減された。

表 3 中小企業の定義(土地および建物を除く固定資産額に基づく)

	製造業	サービス業
零 細 (Micro)	250 万ルピー以下	100 万ルピー以下
小 規 模 (Small)	250 万ルピー以上、5000 万ルピー以下	100 万ルピー以上、2000 万ルピー以下
中 規 模 (Medium)	5000 万ルピー以上、1 億ルピー以下	2000 万ルピー以上、5000 万ルピー以下

(出所) 中小企業振興法(The Micro, Small and Medium Enterprises Development Act)

#### 4. 国営企業の政府保有株式売却と民営化

UPA 政権と国民民主連合(NDA)の違いは、国営企業の民営化および政府保有株式売却(disinvestment)に対する姿勢である。そこで、経済改革以降に国営企業の政府保有株式売却についての議論を回顧してみる(表 4)。

1993 年に国営企業の政府保有株式売却に関する委員会(ラガラジャン(Rangarajan)委

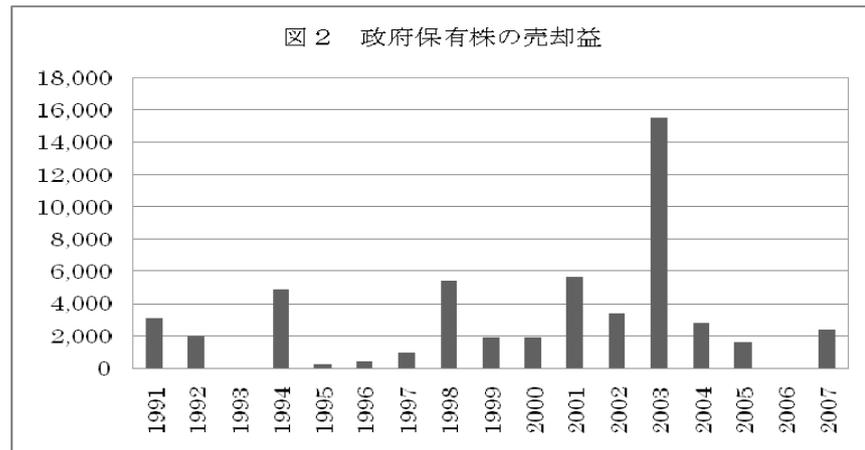
員長)は、公営部門に留保された 6 産業については 49%を上回らない範囲で、それ以外については 74%あるいは 100%まで政府保有株式を売却し、民営化していくことを提言した。しかし、この提言は当時の会議派政権には受け入れられず、保有株式のごく一部が売却されたにとどまった。

表 4 国営企業の政府保有株式売却についての政府方針の変遷

年度および政権	政府保有株式売却の方針
1991 年度暫定予算演説 (国民戦線政権)	特定国営企業について政府保有株式の 20%までを公営機関投資家に売却する意向を発表。
1991 年 7 月 24 日 産業政策声明 (会議派政権)	特定企業について国営企業の経営実績が市場原理に沿ったものになるように、政府保有株式の一部を売却する方針を発表。
1993 年 4 月 ランガラジャン (Rangarajan)委員会報告書	積極的な政府保有株式売却に必要性を強調。公営部門に留保された産業については 49%を上回らない範囲で、それ以外については 74%あるいは 100%まで政府保有株式を売却することを提言。
1998 年度予算演説 (国民民主連合政権)	中央政府は国営企業の政府保有株式を 26%にまで引き下げる原則を決定。国営企業が戦略的分野に属する場合は、政府は引き続き過半数を保持する。いずれの場合も従業員の利益は保護される。
1999 年度予算演説 (国民民主連合政権)	国営企業についての戦略は、戦略的企業として強化する、戦略的かつ漸次的売却を通して非戦略的企業を民営化する、の中から慎重に選択する。
1999 年 3 月 16 日 閣議決定 (国民民主連合政権)	国営企業は政府保有株式売却に関して戦略的分野と非戦略的分野に分類される。戦略的分野は(a)武器・弾薬・防衛装備、(b) 原子力発電を除く原子力エネルギー、(c)鉄道輸送であり、それ以外は非戦略的分野に属する。以下の 2 点を考慮し、国営企業の政府保有株式を 51%以下あるいは 26%にまで引き下げる。 a) 当該産業において、民間による市場の独占を防ぐ対抗勢力として国営企業が必要か。 b) 当該産業において、国営企業が民営化されるまで、消費者の利益を保護する適切な規制が必要とされているか。
2000 年度予算演説 (国民民主連合政権)	非戦略的国営企業の政府保有株式を 26%以下にまで引き下げる決定を発表した。保有株式の売却益は社会政策、国営企業の再生計画、政府債務の返済に充てる。
2000 年 6 月 23 日 (国民民主連合政権)	民間部門への対抗勢力として国営企業の存在を確保するために、国営石油会社 3 社(GAIL, IOC, ONGC)の保有株式を売却しないことを決定した。
2002 年 9 月 7 日 (国民民主連合政権)	国営企業が他の国営企業の政府保有株式売却に際して、入札に参加させない方針を決定。
2002 年 12 月 9 日 (国民民主連合政権)	政府は国会において「保有株式を売却する目的は、国営企業の現代化である」と答弁。
2005 年 1 月 27 日 (統一進歩連合政権)	規模が大きく、かつ利益の上がっている国営企業は国内の証券取引所に登録し、50%未満の保有株式を売却する。しかし、公企業としての性格を残すために過半数の株は所有し続ける。 政府保有株式の売却益の運用を行うために、国民投資基金(National Investment Fund)を設立する。同基金の運用益は、用途を a) 教育、保健衛生、雇用を促進する社会政策への投資、b) 十分な投資収益が見込まれる黒字または再生可能な国営企業に対しての拡張または多角化の投資資金に限定する。
2005 年 2 月 27 日 (統一進歩連合政権)	黒字国営企業 13 社についての政府保有株式の売却計画中止を発表。

(出所) Department of Disinvestment ホームページ(<http://divest.nic.in/>、2009 年 7 月 30 日アクセス)

対照的に NDA 政権は国営企業の民営化、政府保有株式の売却に積極的な姿勢を示した。1998 年度の予算演説で NDA 政権は非戦略的分野の国営企業の政府保有株式を 26%にまで引き下げ、民営化する方針を示した。



(出所) 表 4 と同じ。

現に、1998 年以降政府保有株式の売却益が増大している(図 2)。財政赤字の削減が政府の課題とされる中で、売却益は政府の重要な財源となった。1999 年 3 月には戦略的分野を(a)武器・弾薬・防衛装備、(b) 原子力発電を除く原子力エネルギー、(c)鉄道輸送と定め、それ以外の産業では 1)当該産業において、民間による市場の独占を防ぐ対抗勢力として国営企業が必要か、2)当該産業において、国営企業が民営化されるまで、消費者の利益を保護する適切な規制が必要とされているか、の 2 点を考慮しながら民営化を推進することを閣議で決定した。民営化を推進するために、1999 年 12 月には政府保有株式売却庁(Department of Disinvestment)を設立し、2001 年 9 月からは省に昇格させた<sup>6</sup>。

しかし、2002 年に国営石油企業の政府保有株式の売却をめぐる政府内での対立が顕在化した。2000 年に NDA 政権は、石油部門において国営企業を存続させるために、天然ガスの輸送・流通を担うインド・ガス公社(GAIL)、天然ガスおよび石油の開発・生産を担う石油・天然ガス公社(ONGC)、精製・販売部門を担うインド石油会社(IOC)の保有株式を売却しないことを決定した。一方、2002 年 2 月にはショーリー(Shourie)政府保有株式売却相が IOC と同じく精製・販売部門を担うヒンドスタン石油会社(HPCL)とバーラット石油会社(BPCL)の民営化を保有株式売却閣僚会議(Cabinet Committee on Disinvestment)で提案した。同時に、両社の政府保有株式売却に際して IOC を入札から排除することも主張した。しかし、IOC を入札から排除し、両社の株を取得させないようにする理由は明らかにされていない。石油精製部門では国営企業の合併が進んでおり、2002 年時点で IOC が 31.4%、HPCL が 11.5%、BPCL が 7.7%のシェアを占めていた。それに対して民間のリライアンスのシェアは 27.1%であった。競争政策の観点から 1 社が高いシェアを防ぐことが理由ならば、IOC もリライアンスを排除しなければならない。同年 9 月に政府は国営企業が他の国営企業の政府保有株式売却に際して、入札に参加させない方針を決定した。民営化を反独占の観点から論じれば、特定企業にシェアが集中するのは避けるべきである。しかし、技術革新の観

点から論じれば、高いシェアを有しているとしても民間・国営を問わず高い優良企業による買収が認められてよいことになる。最終的に、HPCL と BPCL の民営化は保有株式売却閣僚会議で了解を得ることができず、民営化案は撤回された。民営化の目的が明確に論じられることなく、結局は利権の調整に失敗したというのが実情であろう。

UPA 政権の誕生後、民営化は大きく後退した。最小共通綱領で黒字国営企業の民営化は実施しないと宣言したが、政府保有株式の売却にも消極的になった。2004 年 5 月に政府が保有している国営企業バーラト重電機社(BHEL)株 67.7%のうち 10%を売却しようとした。しかし、閣外協力を得ている左翼政党から「これは漸次的民営化 (creeping privatization)であり、最小共通綱領に違反している」という批判を浴びた。その結果、政府は BHEL 社の保有株式売却を断念せざるをえなくなった。2004 年度以降売却益は明らかに減少している。2005 年 1 月に UPA 政府は、売却益を運用する国家投資基金(National Investment Fund)を設立した。同基金の運用益は、用途を a) 教育、保健衛生、雇用を促進する社会政策への投資、b) 十分な投資収益が見込まれる黒字または再生可能な国営企業に対しての拡張または多角化の投資資金に限定した。さらに、同年 2 月には予定されていた 13 社の保有株式の売却(うち 12 社は 51%以上を売却する民営化)を中止した。

## 5. 新政権の政策

ムカージー財務相は 2009 年 8 月 3 日にインド工業連盟(Confederation of Indian Industry)で行った演説で「政府が 51%の株を保有することを前提に、国営企業の株の売却に民間が参加できるよう奨励している。当然、売却の時期は市況を見ながら判断する」と従来の主張を繰り返している。ここでなぜ UPA 政権が経済自由化を進めながらも、国営企業の民営化については NDA 政権よりも後退した理由について考えてみる。UPA 政権が国営企業の民営化に消極的なのは、左翼政党からの反対だけではない。現に、総選挙前に発表された会議派のマニフェストには NDA 政権による民営化政策を「盲目的な民営化政策」と非難し、政府が過半数の株を保有する方針を示している。

会議派が民営化を進めない理由として 3 点考えられる。第 1 に、会議派には国営企業が民営化され、人員整理が行われることを危惧している労働組合からの支持を取り付けたい意向がある。組織部門の正規労働者は就業人口のわずか 7.3%であり (Government of India [2008: 69]、就業人口の多くは労働組合の影響下でない。しかし、労働組合の政治的影響力は強い。第 2 に、共同政策綱領および第 11 次 5 カ年計画からも明らかな通り、会議派が包摂的成長を前面に打ち出し、「弱者の保護」を目標として掲げていることである。国営企業が民営化され、労働者が解雇されるような状況が生じれば、「弱者の保護」に反するイメージが作られてしまう。第 3 に、会議派が民営化によって生じる利権の調整を断念したことである。経済自由化の論理からすれ

ば、国営企業は「市場の失敗」が生じることで公共の利益が損なわれる可能性のある分野に限定されるべきである。それ以外の分野では民間企業が市場原理に基づいて経営を行えば、国営企業が存続する必要性はない。問題は政府保有株式の売却に際して生じる利権をどこまで調整することができるか政府の能力が問われる。既に述べたとおり、民営化のために政府保有株式をどのように売却するかは、反独占を優先させるか、技術進歩を優先させるかによって異なってくる。単純に入札をして、最高値をつけた企業に売却すれば、特定企業による独占状態を招くことにもなる。そのため、民営化に際しては市場の状況を見定めて、政府保有株式の原則を策定することが必要になる。しかし、実際には優良国営企業の株が売却される場合には、民間企業および国営企業他社が自らが有利になるように駆け引きを行う。NDA 政権が HPCL と BPCL の民営化に失敗し、UPA 政権が BHEL 株の売却に失敗したのは、利権を調整できなかったためだと考えられる。この結果、会議派は政府保有株式の戦略的売却に消極的になった。

UPA 政権は総選挙後もインフラ開発において官民パートナーシップにより民間投資を積極的に活用していく政策を継続している。2009 年度予算演説においてムカージー財務相は官民パートナーシップによるインフラ・プロジェクトに対する商業銀行の貸付の 60%までをインド・インフラ融資会社が再融資する方針を示した。政府が補助金を供与したうえで、国営の専門金融機関を通して商業銀行による融資を促進し、インフラ整備に民間投資を導入しようとしている。公共事業における官民パートナーシップは日本を含め世界各国で行われており、インドもこの潮流に沿ってインフラ整備を進めようとしている。

## 注

<sup>1</sup> 本稿では民間が 51%以上の株を取得し、経営権を掌握できるようになる状況を民営化とする。したがって、国営企業の政府保有株式を売却しても、政府が 51%以上の株を保有している場合は、民営化とはならない。

<sup>2</sup> 個別の石油製品については 1990 年代から輸出量が輸入量を上回っているものもある。

<sup>3</sup> 公共部門については全ての事業所が、農業以外の民間部門については従業員数が 10 人以上の事業所が組織部門(organized sector)に属する。それ以下の規模の事業所は非組織部門(unorganized sector)に属する。

<sup>4</sup> 均衡のとれた成長とは貧困削減にとどまらず、マイノリティや女性の社会的地位の向上も含む。

<sup>5</sup> 2003 年に改正された財政責任・予算管理法(Fiscal Responsibility and Budget Management)で、中央政府は財政赤字を毎年 GDP の 0.3%以上削減し、2008 年 3 月末時点で GDP の 3%以内に抑えることを義務づけられている。

<sup>6</sup> 2004 年 5 月からは UPA 政権のもとで財務省傘下の政府保有株式売却局に降格された。

<参考文献>

[日本語文献]

- 内川秀二 [2006] 「総論 ー経済改革後のインド経済ー」内川秀二編『躍動するインド経済』アジア経済研究所.
- 椎野幸平 [2006] 「国際社会で高まるインドの存在感」『2006 年アジア動向年報』アジア経済研究所.
- 湊一樹 [2007] 「インド製薬産業ー発展の制度的背景と TRIPS 協定後の変化ー」久保研介編『日本のジェネリック医薬品市場とインド・中国の製薬産業』アジア経済研究所.

[英語文献]

- Government of India [2004] *National Common Minimum Programme of the Government of India*, New Delhi.
- [2005] *Scheme for Support to Public Private Partnerships in Infrastructure*, July.
- [2008a] *Eleventh Five Year Plan 2007-12*, New Delhi: Planning Commission.
- [2008b] *Public Enterprises Survey 2007-08*, New Delhi: Department of Public Enterprises.
- [2009a] Department of Commerce ホームページ (<http://commerce.nic.in/eidb/default.asp>, 2009 年 7 月 30 日アクセス)。
- [2009b] Ministry of Petroleum and Natural Gas ホームページ (<http://petroleum.nic.in/petstat.pdf>, 2009 年 7 月 30 日アクセス)。
- [2009c] *Economic Survey 2008-9*, New Delhi: Ministry of Finance.